

札幌弁護士会紛争解決センターに 調停の申立てをお考えの方へ

あなたが何らかの紛争に巻き込まれたとき、すぐに裁判所に行くでしょうか。

紛争を解決したくても、人間関係にヒビが入ることや、紛争が公になることや、多くの時間と費用がかかる場合がある等の理由で、裁判所の手続を避けている人は数多くいると思います。

また、話し合いで解決するために公正中立な第三者に間に入ってもらいたいのに、そのような第三者が見つからない場合もあるでしょう。

このような問題を解決するため、札幌弁護士会では「紛争解決センター」を平成17年10月25日に開設しました。

紛争解決センターに多く寄せられる質問についてお答えします。

- ① 紛争解決センターとは何ですか？
- ② どんなときに利用するのですか？
- ③ どのように解決するのですか？
- ④ 申立ての方法を教えてください。
- ⑤ 申立ては代理人でもできますか？
- ⑥ 費用はどれくらいかかりますか？
- ⑦ 1回目の期日まで、どれくらい時間がかかりますか？
- ⑧ 相手が話し合いに出てきてくれない場合にはどうなるのですか？
- ⑨ 解決までの期間はどれくらいですか？
- ⑩ 裁判の場合、訴えを起こすことで時効が中断すると聞きました。
紛争解決センターの調停の場合はどうですか？

① 紛争解決センターとは何ですか？

札幌弁護士会が運営する迅速で公正な解決を目指した話し合いによる紛争解決の制度です。

② どんなときに利用できるのですか？

金銭トラブル・損害賠償・借地借家・契約・家族間の紛争・近所の揉め事など、身の回りに起こった民事上の紛争の解決にお使いになれます。ただし、債務整理など当センターを利用できない事件もあります。

③ どのように解決するのですか？

経験豊かな弁護士が調停人となり、申立人と相手方の双方の言い分をよく聴いたうえで和解による解決を目指します。

④ 申立ての方法を教えてください。

まず弁護士による法律相談を受けてから申立てをしてください。紛争解決センターに適した事案か弁護士が判断したうえで紹介状を作成します。(申立てには弁護士の紹介状が必要です。)

弁護士による法律相談は、札幌弁護士会法律相談センターに申し込むことができます。相談は無料です。詳細はお電話にてお問い合わせください。(札幌弁護士会法律相談センター予約受付電話 011-251-7730)

⑤ 申立ては代理人でもできますか？

申立人の代理人となるのが出来るのは、原則として弁護士と法定代理人(親権者、後見人等)のみです。それ以外の方が代理人となるためには調停人の許可が必要です。そのため代理人による申立ての場合には、申立人との関係を確認させていただきます。

⑥ 費用はどれくらいかかりますか？

申立ての費用は10,000円(税別)です。

紛争が解決した場合の成立手数料は原則として下表のとおり、解決額に応じて算出されます。

解決額	割合
100万円までの場合	8%
100万円を超え300万円以下の場合	30,000円+5%
300万円を超え3000万円以下の場合	90,000円+3%
3000万円を超え3億円以下の場合	390,000円+2%
3億円を超える場合	3,390,000円+1%

*** 具体例 ***

金銭トラブルに関する調停の申立てをして、相手方に300万円支払ってもらった内容の和解が成立した場合に、申立人が支払う手数料。

申立手数料 10,000円(税別)

成立手数料 (30,000円+3,000,000円×0.05)÷2〔原則として当事者で折半〕
=90,000円(税別)

合計 100,000円(税別)

⑦ 1回目の期日まで、どれくらい時間がかかりますか？

第1回期日は、通常、申立てから1ヶ月程度先となります。調停人、申立人、相手方の都合が合う日を最初の期日とします。事案の内容が複雑な場合、三者の都合が合わない場合は、第1回期日まで1ヶ月以上かかることがあります。

⑧ 相手が話し合いに出てきてくれない場合にはどうなるのですか？

そのような場合、残念ですが紛争解決センターには拘束力がないため、強制的に出てきてもらうことはできません。相手方が参加しない場合は、手続を進めることができませんので、事件終了とします。その際、お支払いいただいた申立手数料の半額 5,000 円(税別)を返金します。なお、相手方が複数名の場合、1 名でも話し合いに応じ調停期日が開かれれば、返金はありません。

⑨ 解決までの期間はどれくらいですか？

平均では、3回の話し合いで、3か月程度で解決しています。ただし、複雑な事件などの場合それ以上かかることもありますので、あくまで目安としてお考えください。

**⑩ 裁判の場合、訴えを起こすことで時効が中断すると聞きました。
紛争解決センターの調停の場合はどうですか？**

当センターに申立てをしても、時効は中断しません。申立てをお考えの方、特に時効が迫っている問題については、紹介状を弁護士から交付される際、十分確認の上で紛争解決センターの調停手続き利用についてご検討ください。

受付の際、時効についての判断はできませんので、ご注意ください。

紛争解決センターに調停を申立てる際 必要なものです。

必要になるものは下記の表のとおりです。申立ての際に提出していただきます。

提出書類チェック表		
1	調停申立書 （紛争解決センター用＋相手方数） 原本を1部、相手方数分はコピーをご用意ください。 ※ 調停申立書は、ご自身用にもコピーをとり、お手元に保管ください。	原本及びコピ-
2	弁護士が作成した紹介状 （質問の④を参照ください。） 紹介状の有効期間は6ヶ月となっております。	原本
3	資料 この件に関して証拠となる資料があればご提出ください。 ※ 提出された書類はお返しできませんので、証拠となる資料は全てコピーをご提出ください。 ※ 相手方に送付希望の場合は、相手方数分のコピーをご提出ください。	コピー
4	申立手数料 10,000円（税別）	
5	申立人・相手方が法人の場合は、代表の資格を証明する書類 （現在事項全部証明書、代表者事項証明書等）	原本
6	当事者死亡の場合 死亡者とその相続人全員の血縁関係が分かる 戸籍謄本と除籍謄本 ※ 当事者死亡の場合、申立人は当事者の全相続人となりますが、相続人が複数いるのに1人が申し立てる場合は、相続人全員の委任状及び印鑑証明書が提出されなければ、相手方が話し合いに応じない可能性があります。	原本
以下、申立人本人以外が代理人として調停に出席する場合に必要です (代理人については質問の⑤を参照ください)		
7	申立人以外が代理人として調停に出席する場合 申立人本人の 印鑑証明書・登録した印鑑を押印してある委任状	原本
8	申立人が未成年で親権者が申し立てる場合 戸籍謄本	原本

上記のものが不足していると、申立てができません。申立てをする前に右の空欄でチェックをしてください。

なお、申立て後、事件を取下げの場合は申立手数料を返金致しかねます。ご了承ください。

*お問い合わせは、こちらまで

札幌弁護士会紛争解決センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目

札幌弁護士会館2階（法律相談センター内）

TEL（011）-251-7730（法律相談センター内）

受付：平日 月曜日～金曜日 午前9時～12時、午後1時～4時